

『狭衣物語』の成立時期

後藤, 康文
九州大学大学院 (博士課程)

<https://doi.org/10.15017/11966>

出版情報 : 語文研究. 63, pp.13-23, 1987-06-03. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

『狭衣物語』の成立時期

後藤康文

はじめに

多くの物語作品の場合がそうであるように、『狭衣物語』の成立時期についても、確かにそれを裏付ける記録は一切残されていない。したがって、これまでこの問題を闡明ならしめるためには、(1)作者を特定し、その伝記を考証するとともに、(2)主として、『狭衣物語』の内部徴証と史実とを比較する方法をもって、諸先学の研究が重ねられて来たわけである。

このうち(1)については、藤原定家の『僻案抄』にはじまり諸家の検討を経た現在、六条斎院禊子内親王に仕えた女房宣旨(源頼国女・『玉藻に遊ぶ権大納言』作者)を作者と見る説が定説化しており、その没年である寛治六年(1092)・『為房卿記』をもって『狭衣物語』成立の最下限と見なす認識は、今日の論者に共通するところといてよい。そして(2)については、如上の宣旨作者説に則ったさまざまな見解が提出されているのであるが、本論にはいる前にまずは、今日までもたらされた成果を概観する意味で、昭和にはいっ

てから発表された主要諸説の結論を摘要して参考に供しておきたい。

宮田和一郎説

「狭衣は承暦(1077)寛治(1087)年間即ち白河堀河の御代に裸子内親王の宣旨によって成されたものである。」

——「狭衣論考」(国語・国文、昭8・4)『物語文学攷』(昭18)

堀部正二説

「後冷泉天皇の康平(1068)・治暦(1065)の頃から白河天皇の承暦(1077)の頃に至る約廿年足らずの間」

——「狭衣考證——その作者と著作年代」(『中古日本文学の研究』、昭17)

萩谷朴説

「内部徴証の結果に反しないかぎり、(中略)後冷泉天皇の末、後三条天皇の始め」

——「六条斎院宣旨伝記小攷」(国語と国文学、昭18・2)

石川徹説

「(A)承保二年(1075)から、承暦二年(1078)又は三年(1079)までの

五年間に書かれたか、(B)承暦二年(1078)から、永保元年(1081)又は永保二年(1082)までの五年間に書かれたか、のA・B両様どちらかであったであらうと結論したい。両者を合はせていへば、八年間に絞る事ができる。”

——日本古典全書『狭衣物語』上巻(昭40)解説、『平安時代物語 文学論』(昭54)

。須田哲夫説

“延久(1069)の頃の成立”

——「狭衣物語覚書—物語様式の展開と史実性について—」(平安朝文学研究、S 37・11)

。三谷栄一説

“ほぼ延久(1069)・承保(1074)年間、白河(1072)初期”

——日本古典文学大系『狭衣物語』(昭40)解説

。野村一三説

“成立は寛治四年(1090)から六年(1092)初めまでとしたい。”

——「狭衣物語の作者と成立—主としてそのモデルから—」(国語国文研究、昭40・12)

。今井卓爾説

“斎院の出家生活が熟した時期以後、宣旨の死没までの間に「狭衣物語」が執筆されたものと、およそ考えられ、物語の時代設定を合わせてみると、その時期は白河期(1072)後半”

——『物語文学史の研究 後期物語』(昭52)

。土岐武治説

“狭衣物語の成立は、隆国(宣旨の夫—筆者注)歿年の承保四年

(1077)以後承暦四年(1080)までの間と推定して、さう大きな相違とはなるまい。”

——『狭衣物語の研究』(昭57)

。久下晴康説

“白河朝承保元年(1074)から承暦三年(1079)にかけての成立”

——『平安後期物語の研究』(昭59)

ごく最近の説は除くとして、右のうちこれまで支持されることが多かったのは三谷・石川両氏の説であるが、『狭衣物語』の成立を延久頃(三谷説上限)と見るか、永保頃(石川説)と見るかでさえ、結構ひらきがあるといわねばならない。そこで本稿では、従来の研究成果を踏まえながら、これに新たな資料をも加えつつ、改めて成立時期の問題を考え直してみたいと思う。

成立の下限 序

『狭衣物語』成立の下限は、宣旨没年からはたしてどれほど溯らせることができるのであろうか。過去における諸家の提案のうちには、たとえば、主人公狭衣の父と呼称を同じくする“堀川大臣”なる人物が実在しない期間(1065)の下限をそのまま『狭衣物語』起筆のそれに推し当てる見解(石川徹)や、裸子内親王の家司であり最大の庇護者でもあった源師房の没年(承保四年・1077)を以って下限とする見解(三谷栄一)など、一応頷けるものもありはするが、筆者の判断では、どれも今ひとつ決め手に欠けているというのが現状のようである。

そんな中で近時、寺本直彦氏によって興味深い新説が提出され

た。^注以下暫くその概略を記す。まず氏は、『頭綱集』の「女御殿の女房、内裏にて」とある歌群中の、

わが涙忘れがたみの目をあらみ年つみあへずもりもこそすれ
という歌と、『狭衣物語』巻三の狭衣の詠、

忍ぶ草見るに心はなぐさまで忘れがたみにもる涙かな

との間に影響関係を認定し、さらに『頭綱集』の歌を、「承暦二年(1078)四月二十八日内裏歌合」の頃、白河天皇女御藤原道子の女房によって詠ぜられたものと推測した。その上で氏は、『狭衣物語』と『頭綱集』歌の先後について、ほぼ同時代の歌同士であるだけに「にわかには決しがたい」としながらも、

(1)この女房の歌群の中には、明らかに『落窪物語』に拠った歌(歌番号70番)、『源氏物語』に拠ると思われる歌(66番)もあって、物語の歌を取ることが行われていること。

(2)同時代の物語の歌に拠って詠歌することは、『源氏物語』の歌を同時代人が踏まえて詠歌するなど既に行われていたこと。

(3)『狭衣物語』の歌は、のち定家によって『物語百番歌合』に採られるように、佳作と認められていたのではないかと思われること。

等を根拠に、両者の関係は、『狭衣物語』の歌によって女御道子の女房が詠作したとみるのが穩当であろう。」という結論に到達し、「この歌からみるかぎり、『狭衣物語』の成立は白河天皇承暦二年(1078)四月以前」という仮説を導いた。

この新説そのものについては、氏の扱った両首の間にはたしていわれるような影響関係があるのかどうかをめぐって、なお確信が持てないために、筆者としては今のところ判断を保留しておきたい。

が、氏の用いた同時代の被影響歌を手がかりに物語の成立年代を確定して行く方法は、その際よほど慎重を期さねばならないものの、かなり有効な下限決定の手段になりうると思われる。そうした考えに基づき、以下では別にふたつのケースについて考察を加えてみたい。

成立の下限 一

康平七年(1064)粉河寺にて発心出家した歌人藤原重経^{注2}(法名素意・?・1094)は、延久三年(1071)春多武峰に登り、その南院に草庵を結んだ。そして、永保三年(1083)和泉国松村郷に自ら寂靜寺を建立して移り住むまでの十余年、多武峰にあって住寺不退であったという(『多武峰略記』・『粉河寺縁起』)。

この間の某年秋、千世君なる人物を主催者とし、素意(重経)が判者となって、僧侶らによる六題六番の小規模な歌合に催された。「多武峰住生院歌合」がそれである。そして実は、この歌合時に詠まれた歌の中に、『狭衣物語』全巻成立の下限を考える上で、重要な手がかりを与えてくれそうな一首が存在するのである。

恋 六番右

寛運

あさましや浅間の嶽の峰ごとにつづきもしらず燃ゆるわが恋
詠主寛運は、藤原北家魚名流從四位下大和守定任男、仁和寺阿闍梨であつたらしい(『尊卑分脈』^{注4})が、歌人としては無名の人物。さて、右の作に影響を及ぼした可能性のある歌には、たとえば、

(1)雲晴れぬ浅間の山のおさましや人の心を見てこそやまめ

(平中興・『古今集』)

(2) あさましや安積の沼の桜花霞こめても見せずもあるかな
(曾你好忠・『好忠集』)

(3) いさやまたつつきもしらぬ高嶺にてまづ来る人に都をぞとふ
(藤原頼通・『玄々集』)

(4) 若てへば見まれ見ずまれ富士の嶺のめぐらしげなく燃ゆるわが
恋
(藤原忠行・『古今集』)

あたりが想定されるが、初二句の表現については、(1)や(2)の歌に
拠って覚運がひと工夫したと考えるべきではなく、秋谷朴氏が、「当
時の僧侶が近代の文芸になみなみならぬ関心を寄せていた事実を示
すものとして注目すべきであろう」といみじくも指摘しているよう
に、直接『狭衣物語』巻四の故式部卿宮の北の方の代詠

あさましや浅間の山の煙には立ちならぶべき思ひとも見ず

に依拠したと見るのが妥当といえよう。すなわち、上掲(1)や(2)の歌
をもとに『狭衣物語』作者六条斎院宣旨が右の歌の初二句に凝らし
た意匠が、覚運の件の作に受け継がれたと判断されるわけである。

もっとも、何分両者が同時代の詠作であるだけに、手順としては
やはり、

(1)覚運の歌の初二句は、(1)や(2)の歌からそのまま容易に着想されう
るもので、『狭衣物語』作中歌とは全く無関係であり、両者におけ
る初二句の一致(「山」と「嶽」との小異はあるが)は単なる偶合
にすぎないとする見方。

と、
(1)ふたつの歌の間の影響関係は首肯されるが、影響の方向は逆向き
方で、覚運の詠作に依拠して『狭衣物語』の歌が作られたとする見

とが、それぞれ先に想定した道筋に比して、より成り立ちにくいこ
との理由付けを済ませておく必要がある。

まずは(1)の見方について。いったい、初二句が「あさましや浅間
の山(嶽)ではじまる歌はあまり例がなく、今日まで筆者の管見に
及んだ限りにおいては、南北朝頃までに次の四例を数えるのみであ
る。

あさましや浅間の嶽に立つ煙たえぬ思ひをしる人もなし
(藤原定家・『拾遺愚草員外』)

あさましや浅間の嶽に立つ煙いつしめるべき思ひなるらん
(藤原季経・『正治初度百首』)

あさましや浅間の嶽の煙にも立ちまさりゆく身の思ひかな
(飛鳥井雅有・『隣女集』)

あさましや浅間の嶽もちかければ恋の煙も立ちやそふらん
(宗良親王・『季花集』)

一見してわかるように、定家の歌以下右の四首は、みな先の『狭
衣物語』歌を踏まえて詠まれている。このように『狭衣物語』より
先んずる歌の中には見えない初二句の措辞が、それで降南北朝に
至るまでの現存和歌においてもわずかに見出だされず、し
かもそのうち四首までが、明らかに同物語の歌に依拠しているの
であってみれば、残る覚運の一首についても、偶然の一致である可能
性は低いと思われる。覚運の歌と『狭衣物語』の歌との間にもやは
り影響関係が存在すると考える方が、より自然だといえるのではな
いだろうか。

次に(1)の見方について。この場合、「多武峰往生院歌合」そのもの
が、(1)ではなく奈良多武峰で催された、(2)判者素意以外はすべて

歌人として無名の僧侶らによる、(3)小規模な私的歌合であったことを思えば、その記録が直ちに京師にもたらされて宣旨の目にもとまり、あまつさえ、『狭衣物語』著作上の参考に供されたとは考えにくいであろう。萩谷氏も、「本歌合の個々の作品については、勅撰私撰の歌集に入られたものもなく、多武峰往生院という山寺でひそかに催されたこの歌合が当時及び後世から着目されることもすくなくかつたのでは」ないかと述べている。

そのような次第で、覚暹が先の「あさましや」の歌を詠んだ時点で、『狭衣物語』の歌を知っていたということになると、少なくともその頃までには、この新作物語が全篇完結した形(覚暹の依拠した作中歌が巻四の歌であるので、そう考えることが許されよう)で近圏に流布していたことが確実となってくる。そして、「多武峰往生院歌合」の行われた時期が、萩谷氏のいうように、最大限の幅を見込んでも素意が多武峰に在住した延久三年乃至永保二年の某年秋であることから、『狭衣物語』は、いくら遅くとも永保二年(1082)の半ば頃までには完成されていたのではないかという推測が成り立つのである。

成立の下限 二

平安後期の受領歌人橘為仲(注8) (? ~ 1085) は、承保三年(1076)九月、陸奥守に任じられ京を出立した。(注9) 延任のため彼が再び都へ戻ったの

は、永保元年(1081)秋のことと思われるが、その赴任から帰還に至る間に残された自他の歌四十七首は、彼の歌集(乙本)(注11)に年次順をもって収載されている。これらを見ると、為仲が任地において遠く離れた多くの知友と歌のやりとりをしたことが知られるが、先に「多武峰往生院歌合」の判者をつとめた人物として触れた紀伊入道素意も、その中のひとりであった。この両人がかねてから親交を結んでいたことは、『為仲集』(乙本)に、

法性寺の南に、重経が山荘にまかりて、納涼を、

2 稱荷山峰の杉むら風吹けばふもとさへこそ涼しかりけれ
とあることからわかるが、ここでとりあげたいのは、為仲が陸奥国における実質上の一年目を迎えた承暦元年(1077)もしくはその翌年頃に、多武峰の素意のもとより詠み送られたとおぼしい次の歌群である。

紀伊入道素意が返し

44 宮城野の萩の下葉の露の身は君が来まさん日を待つとしれ
45 君ゆゑに夜半にいく瀬かなきわたる阿武隈川の川千鳥かは

46 花かつみかつ見しだにもあるものを安積の沼のあさましの世や
このうち44番歌は、『古今集』恋四の「宮城野の本あらの小萩露をおもみ風を待つごと君をこそ待て」(よみ人しらず)を、また45番歌は、『躬恒集』の「けふ暮れてあすかの川の川千鳥日にく瀬をか鳴きわたるらん」を、それぞれ踏まえた詠作と考えられるが、問題となるのは最後の46番歌の場合である。この歌の依拠した先行和歌を思いめぐらす時、すぐ念頭に浮かんでくるのは、『古今集』恋四巻頭の「陸奥の安積の沼の花かつみかつ見る人に恋ひやわたらん(よみ人しらず)」という著名な一首である。素意が46番歌を作った際、こ

の『古今集』の歌は当然その脳裏にあったであろう。加えて下の句の表現には、前にも掲げた曾祢好忠の詠「あざみや安積の沼の桜花霞こめても見せずもあるかな」が投影していると考えてよいかも知れない。ただそれ以上に注目すべきは、『狭衣物語』巻一に、この歌と酷似した飛鳥井女君の詠、

花かつみかつ見るだにもあるものを安積の沼に水やたえなん
間には『古今集』の歌を共通の母体として偶然相似たとはとても思えない措辞の類同性が認められ、そこに直接の影響関係があったことは、明白だといわねばならないのである。ここで我々は、『狭衣物語』の成立時期を推定する上での有力な外部徴証を、もうひとつ手に入れたことになる。

そこで次の考究すべきは、いったいどちらがどちらを換骨奪胎して出来あがったものかという問題であるが、この点筆者は、『狭衣物語』の歌を知っていた素意が、それを遙か陸奥にある為仲に宛てた私信において利用したものと見て、まず間違いないであろうと思ふ。

はじめに、素意が『狭衣物語』の歌を知りえた可能性と、六条斎院宣旨が素意の「花かつみ」歌を知りえたそれとを比較してみるとどうであろうか。まず前者については、

(1)素意は、祐子内親王家の女房紀伊の夫（一説に兄）であったことや、「永承四年十二月二日庚申六条斎院祐子内親王歌合」に出席していることなどから、祐子内親王家とかなり近い関係にあったと考えられる点。

(2)前節で見たとおり、当の素意が判者をつとめた歌合において、『狭

衣物語』の作中歌に依拠したと思われる詠作が存在する点。等を堪案すれば、それ自体きわめて高いといえる。これに対して後者の場合、その具体的経路として、

(1)多武峰に籠る素意が、為仲に詠み送った歌を手元に控えておくなどして、祐子内親王家にもたらした。

(2)陸奥より帰還した為仲が、在任中に受理した他者の歌を自ら後宮に披露した。

(3)『後拾遺集』撰集の資料になったとおぼしい現存しない素意の家集が流布しており、これに件の歌も収められていた。

(4)為仲の家集（乙本系）が流布していた。

等を、一応想定してみることはできるが、右のうち(1)は、素意が祐子内親王家に近い人物であったとはいえず、(2)以下についても、前節で得られた『狭衣物語』成立下限の大枠に照らす限り、時的にやはり無理であろうと思われる。なぜなら、(3)は、そのような事態がもしありえたとしても、為仲の帰京が永保元年(1081)秋であることを思えば、その後一年以内に『狭衣物語』が執筆完成され、直ちに近圍享受を見、さらに被影響歌を産み出すに至ったと考えるのはかなり苦しいし、(4)は、藤原通俊の『後拾遺集』編纂着手が応徳元年(1084)六月以降、同集奏覽が翌々年の九月である（仮名序）ために、(3)は、『為仲集』乙本が、自撰他撰の別にかかわらず為仲の死没（応徳二年(1085)十月・『勅撰作者部類』前後に編まれたと判断されるために、ともにまずはありえない経路だと裁定されるからである。だとすれば、宣旨が素意の「花かつみ」歌を『狭衣物語』執筆までに知りえた可能性は、逆にきわめて低いといわざるをえない

いのである。

次に考えてみなければならぬのは、素意歌、『狭衣物語』歌のうちいずれか一方を、他方の本歌として位置付けてみた場合に生じるふさわしさの差異である。換言すれば、それぞれが持つ本歌適性ともいふべきものの懸隔が問題になるように思われるのである。そもそも、ある歌が先行和歌に依拠するところのある作品である場合（新古今時代の本歌取りほど方法化されてなくとも）、これを読む者に背後の影を確かに感知させるのでなければ、そこに十全な享受が果たされたとはいいがたいはずで、詠作主は、自作の隠し味が相手に正確に伝わることを当然期するであろう。そしてそれを叶えるには、依拠する本歌が広く知られたものであればあるほどよいといえる。この点、素意歌の持つ私的性格から当然予想される知名度の低さといったものが、どうしても障壁となるのではないだろうか。つまり、万一言旨が素意の歌を知りえて、それをもとに飛鳥井女君の詠をなしたと仮定してみると、その意図は、第一次享受層たる様子内親王サロンの面々にはあるいはよく通じたかも知れないが、『狭衣物語』がいったん外へ流布して以降は、例の『古今集』歌の大きな影に隠されて、殆ど理解されることは期待できなかつたものと思われるのである。特定享受者との間にのみ知識を共有することの充足をはかれるならばそれでよかつたともいえようが、宣旨として、『狭衣物語』が広く不特定読者層にも浸透して行くことを全く予想しないわけはなかつたであろうから、ごく一部の人人にししかピンとこないきわめて私的な素意の「花かつみ」歌を、はたして本歌として起用したかどうか、やはり疑問なしとしない。一方、同時代の物語歌に拠って歌人たちが詠作することは、寺本直彦氏のいうよう

に既に『源氏物語』の頃から行われており、^注物語歌が一般に作歌の抛り所とされた事実も認めてよい。これを『狭衣物語』については、「多武峰往生院歌合」における覺運歌の存在によって同時代享受が裏付けられるほか、後代の歌にも多大な影響を与えているのだから、歌人としてかなり高い矜持のあった素意・為仲の両人が、新作『狭衣物語』の作中歌をいち早く下敷きとした歌を贈り贈られることで、そこに互いの知的交感を見出だした図は、容易に想像されるわけである。

また右に関連して、素意歌と『狭衣物語』歌との所謂出来ばえを比べると、少しく主観にわたるが、前者は、『狭衣物語』作者がことさら自作歌の抛り所とするほどすぐれた歌とは思われないのに対し、後者は、後に藤原定家の編んだ『物語百番歌合』に撰入されたことから推しても、狭衣の言動と自らの将来に不安を隠しきれない飛鳥井女君の切迫した心情を巧みに表出した歌として評価でき、遙か陸奥の為仲を思いやる素意が、自分と為仲との関係を飛鳥井女君と狭衣とのそれに擬して、換骨奪胎したと見るに足るものがある。

以上述べてきたように、素意の「花かつみ」歌が『狭衣物語』巻一に見える飛鳥井女君の詠に做つたものであると承認されるならば、素意が件の歌を作歌したと考えられる承暦元年(1077)もしくはその翌年頃には、既に彼が『狭衣物語』(の最低巻一まで)を読んでいたことになるが、これは相手の為仲についても、同様に認めておいてよいことと思われる。そして、為仲が六条齋院宣旨のものとしたこの新作物語を目にしたのは、おそらく彼が陸奥へ出立する以前、在京の頃と判断してよいであろうから、結局『狭衣物語』の少なく

とも巻一は、遅くとも承保三年(1076)半ば頃までには成立流布していたと推定しておくことが許されよう。

成立の上限

ここまでで、『狭衣物語』成立の下限については、被影響歌の観点からふたつの新たな目安を設けたと信じるが、かたや起筆乃至成立の上限に関しては、いったいどこまで確実に絞って行くことが可能なのだろうか。私見によれば、今日まで諸家によって指摘された内部徴証のうち、最も上限をひき上げることができ、かつ確かな手がかりとなりそうなものは、左の二点であろうと思われる。

(1)巻一・巻二で、今上妃を『皇太后宮』と称していること。

(2)巻四で、先代の『中宮』を『皇后宮』と称していること。

既に説かれているところではあるが、以下暫く、改めてこれらについての具体的な検討を試みたい。まずは、その第一点からみて行こう。『狭衣物語』巻一の今上帝(後の嵯峨院)には、物語に姿を現わしている限りにおいて、次のふたりの后妃の存在が知られる。ひとり、主人公狭衣の姉(異腹)にあたる中宮なのであるが、もうひとりの人物は、これより先に入内したとおぼしい故先帝の内親王で、その存在がはじめて読者の前に明らかにされるのは、五月五日夜宮中管弦の折に、帝の仰せにもかかわらず狭衣が吹笛を固辞する左の条においてである。

(帝ガ)「いとうたて、そらごとをさへつきづきしくもいふかな。大臣の笛の音に似るべくもあらざめり。すべてかく苦しと思はれば、さらにいはいはじ。」と仰せらるれば、(狭衣ハ)いとわ

びしうて、皇太后宮の姫宮たちなどの、上の御局におはします頃に、「心にくき御あたりに何事も残りなく聞かれ奉らじ」と思ふかたさへいとどしきなるべし。

(日本古典全書 上巻・20頁)

ここで問題となるのは、本来帝母の謂である『皇太后宮』の称号が、今上妃のそれとして用いられていることで(この女性性は、同物語巻一・巻二を通じて、その後も四回にわたりこう呼称されている)、こうした異例の設定は、それが基づくべき歴史上の事実が先になければ、絶対に生まれえぬ性質のものとして断言してよいのであるから、その史実を探ることによって、『狭衣物語』起筆の確実な上限を窺知できるわけである。もっとも、それがこの物語の成立時期を限定していく上で、さして役立たぬ指標としてしか析出されないのであれば、あまり意味のない作業となるのだが、幸いにして結果は頗る有効である。

いったい、今上妃のひとりに皇太后の称号を用いているということは、中宮のほかには、物語の舞台には遂に登場せずまいの皇后も当然いたということになり、つまりは三后が鼎立していたことを意味する。史実にこれを求めると、皇后定子、中宮彰子が並び立った一条天皇の長保二年(1000)から六十八年を経た、後冷泉天皇の治暦四年(1068)四月十六日(資料によっては十七日とするものもある)、中宮章子(後一条院第一皇女)を皇太后に、皇后寛子(頼通女)を中宮に、女御敏子(教通女)を新たに皇后となしたことが、『扶桑略記』・『一代要記』・『今鏡』・『中右記』等の文献から確認され、その初例と判明する。そうすると、六条斎院宣旨が『狭衣物語』の筆を執ったのは、この治暦四年四月十六日より後ということになる

が、作品の構想を練って実際に書き出すまでには、暫くの猶予を見込まねばならぬ。同物語の起筆は、いくら早くとも同年末頃で、これを溯ることはまずありえないことになる。

続いて第二点。これについては、巻四の次の条がポイントとなる。

四月一日に、院の女御、いたくも悩み給は女宮生み奉り給へり。(中略)もとよりだにとりわきたりし御おぼえなれば、ただこの御かたにのみおはしますを、御かたがたには安からぬ事に思すべし。今まで後の居給はざりつるに、女一宮の御めづらしさに、「今はたれかは思しきしはむ」とて、つひに院の女御居給ひぬ。(中略)春宮の御母宮をば皇后宮と聞えさせける。七月すまひの頃ぞ、今の中宮、儀式ことにて参り給ひける。

(同 下巻・180頁)

右を要すれば、後一条帝に入内した嵯峨院第一皇女が、女宮出産を機に中宮位に就き、これにともなって先代(嵯峨院)の中宮(狭衣姉)が皇后になし奉られたということが、これは歴史上、承保元年(1074)六月二十日、白河天皇の女御賢子(顯房女)が中宮に冊立されたことよって、後三条天皇の中宮馨子(後一条院第二皇女)が皇后に、後冷泉天皇の皇后敏子が皇太后に、同じく皇太后寛子が太皇太后に、それぞれ改位された事実と符合する(『扶桑略記』・『一代要記』・『中右記』等)。『狭衣物語』巻四での、先代の中宮を今上の中宮冊立と同時に皇后になすという常ならぬ設定は、この史実を踏まえて構えられたものと見る必要がある。したがって、少なくとも同物語巻四の起筆は、承保元年六月二十日より後のことと考えられ、それ以前に巻三までが既に書きあげられていたとして、全巻の完成は、いくら早い場合でも同年末頃と推定される。

以上、(1)・(2)をまとめると、『狭衣物語』起筆の上限はおよそ治暦四年(1068)末頃、成立の上限は承保元年(1074)末頃に求められることになるが、このあたりが、現在のところ最も確実な限界値といえるのではないだろうか。なお付言すれば、『狭衣物語』成立の上限が承保元年を溯らないであろうことは、諸家により指摘されている他の内部徴証からも是認^{註18}してしかるべきであろうと思われる。

『狭衣物語』の成立時期

それでは、これまで述べてきたことをもとに、『狭衣物語』の成立時期を推定してみることとするが、ここでもう一度、その拠り所となる四つの条件を確認しておきたい。

(イ)『狭衣物語』全巻の成立は、永保二年(1082)半ば以前である。

(ロ)『狭衣物語』巻一乃至全巻の成立は、承保三年(1076)半ば以前である。

(ハ)『狭衣物語』の起筆は、治暦四年(1068)末以降である。

(ニ)『狭衣物語』全巻の成立は、承保元年(1074)末以降である。

このうち、(ロ)と(ニ)とを組み合わせると、成立時期の最小幅を求めることができる。ただし、条件(ロ)を適用する際には、『狭衣物語』がどのくらいの期間を要して著作されたのかという問題に、一応の解を与えておかなければなるまい。もっとも、この種の問題は所詮雲を掴むに等しく、確たる根拠がない以上なんともいえない。事実、三谷栄一氏が「四五ヶ月で成ったもの」と考えているのに対し、石川徹氏は「一年一巻くらゐの速度」^{註20}で執筆完成された^{註19}と見ており、先学の見解にもかなりの差が認められるわけだが、筆者の感

じでは、『狭衣物語』の緊密な構成からして、いくら間のびして書かれた場合でも、石川氏のいう一年一巻のペースをリミットと想定しておいてよからうかと思う。

これを(ロ)に代入すると、『狭衣物語』の全巻成立は、早ければ承保三年(1076)半ば以前、遅くとも承暦三年(1079)と推定され、このことは条件(イ)にも背反しない。加うるに条件(ニ)をもってすれば、

『狭衣物語』の成立時期は、承保元年(1074)末から承暦三年(1079)の間であろう。

注

1 『源氏物語受容史論考統編』(昭59)第一部第三章「顯綱朝臣集における物語関係歌について―落窪・源氏・狭衣・寝覚?―」

2 藤原南家武鷹流重尹男、懐尹猶子。母は大中臣輔親女。従五位下紀伊守(『尊卑分脈』)。

3 秋谷朴『平安朝歌合大成』第四卷1346~1351頁・歌合番号212

4 『中臣氏系図』を繙くと、大神宮司茂生流信枝の子に僧覚通なる人物が見出だせる。その記載によれば、大覚寺別当を務め、保安四年(1123)十一月、十九歳の長寿を全うして亡くなったことが知られる。『尊卑分脈』も、本によって覚通を定任の「養子」と注記していることから、両者が同一人物である可能性もある。

5 注3 1350頁

6 いずれもが『狭衣物語』故式部卿宮の北の方の詠と語句上の共通項「煙」・「思ひ」・「立ち」を有していることのほか、左の諸点が指摘できる。まず定家に、狭衣の贈歌、

くらべ見よ浅間の山の煙にもたれか思ひのこがれまきると

を本歌とした作、

胸のうちよしれかし今もくらべ見よ浅間の山はたえぬ煙を

(『韻歌百廿八首』・『拾遺愚草』)

が存在すること。次いで雅有の場合は、件の詠の直後に置かれた歌、

東路や室の八島に立つ煙心のほかの思ひとも見す

(『隣女集』)

の結句が、故式部卿宮の北の方の詠のそれと一致しており、これら二首を創作するにあたって、彼が『狭衣物語』歌を分かち用いたと考えられること。また、宗良親王歌の下の句「恋の煙も立ちやそふらん」は、やはり『狭衣物語』終局部に見える狭衣の詠、

消えはててかばねは灰になりぬとも恋の煙は立ちもはなれじ

に依拠した表現であること。なお、残る季経の詠作に関しては、その措辞の類同性から見て、直接定家の歌(寿永元年作)を取ったものと判断すべきかも知れないが、間接にせよ『狭衣物語』歌の影響を被っていることには変わりはない。さらに一言添えるならば、定家及び季経の作は、別に『伊勢物語』第八段の次の歌にも拠っている。

信濃なる浅間の嶽に立つ煙をちこち人の見やはとがめぬ

7 注5に同じ

8 正四位下筑前守橘義通男。陸奥守のほか、藏人・左衛門権佐・太皇太后宮亮等を歴任。正四位下に至る(『尊卑分脈』)。

9 『水左記』(源俊房)承保三年九月十二日の記事、

此間陸奥守為朝朝臣入来、示昨日所送与馬之悦、又語云、昨日自右大臣被給御衣之次、被副御歌一首給、恐懼不少年也者、歌云、邂逅思出、時在常着狎物見、返歌云、心習、邂逅思忘、隙不在。

と、右の二首を含む『為仲集』乙本(注11参照)の配列とから確定できる。10 犬養廉「橘為仲とその集」古代末期の歌人像―(国語と国文学、昭33・12) 参照

11 『為仲集』諸本は、大きく甲・乙、そして両系合本の三系統に分類される。

乙本(『私家集大成』では「為仲Ⅱ」)は短歌七十首より成り、後三条・白河

朝期に任国で詠まれた作品がその大半を占めている。

12 素意はこの歌合において二首を詠進しているが、うち「待春」の題で詠まれた一首は、『狭衣物語』作者宣旨の歌と番えられ勝っている（『平安朝歌合大成』137）。

13 素意の歌は『後拾遺集』に七首採られており、撰集の資料となる家集様のものは、かつておそらく存在したであろう。ただ、それがもし問題の歌群をも包含する体のものであったとするならば、時期からして『後拾遺集』編纂を機に纏められた可能性が高いのではなからうか。

14 『為仲集』乙本には為仲最晩年の詠作が収められている点、為仲の『後拾遺集』入集歌（二首）がいずれも乙本系所収歌（1・15）である点を考慮すると、自撰の場合でも彼の死没直前頃に、他撰の場合には死没直後頃にそれぞれ編纂時期を求めるのが妥当であろう。

15 注1書第一部第二章「源氏物語と同時代和歌との交渉」ほか

16 拙稿『狭衣物語』作中歌と中世和歌（『文献探究』16、昭60・9）参照

17 ふたりはそれぞれ、『袋草子』に次のような逸話を残している（傍点筆者）。

▼江記云「中略、俊兼曰、頼家又稱此由。為仲後年自奥州送歌於頼家許。歌心所遺之人君与我也云々。頼家怒曰、為仲当初不入於此六人。今称君与我生遺之由、不安事也云々。」

▼素意ハ紀伊守重経也。（中略）騎馬ニテ桶葉ノ御牧ノ政所前へ過ニ、下人

出来咎レ之云、無レ止事御牧ヲ不下馬ニテ過ハ何物ゾ。入道云、紀伊入道素意後拾遺ノ作者ニハアラズヤト云々。下人無答ニテ令レ過云々。

18 日本古典全書『狭衣物語』上巻解説、日本古典文学大系『狭衣物語』解説等参照

19 『狭衣物語』に於ける詞章照応の問題——執筆期間に触れて——（『国学院雑誌』昭41・8）

20 日本古典全書『狭衣物語』上巻解説